



生活情報

life

理学療法士・歯科衛生士・管理栄養士がサポート!

介護予防・生活支援サービス事業(通所型サービスC)

「シニア健康あっぷ塾」参加者募集!

「シニア健康あっぷ塾」は、運動と口腔機能などを改善させ、 生活レベルの向上を目的とした教室です。

腰痛・膝痛や転倒予防のため、イスやマットなどを使用した 運動で柔軟性を高め、筋力とバランス能力をつけます。

また、お口の働きや噛むことの大切さ、正しい口腔ケアの学 習をします。栄養プログラムでは、フレイル予防に取組みます。 自分らしい生活を続けるために、ぜひご参加ください。

※第2クールは、11月からを予定しています。詳細は、広報み さと10月号でお知らせします。

- ■対象者 次の①から④までの条件をすべて満たすかた
- ①町内在住のおおむね65歳以上のかた
- ②「基本チェックリスト」を実施し、運動機能などに低下が認め られたかた(ケアプランを作成します)
- ③医師から運動を禁止、もしくは運動の制限を受けていないかた ④原則として全日程(13回)参加できるかた
- ■日 程 右記参照
- ■時 間 各日 午前9時~11時
- ■場 所 保健センター
- ■参加費 無料
- ■定 員 10名程度
- ■送 迎 車での送迎は相談のうえ決定
- ■申込み 4月1日 金から電話申込み開始(定員になり次第締切)

コロナ禍の中、 運動不足になって いませんか!?





開催日程

- ① 4月28日(木) ⑧ 6月16日(木)
- ② 5月6日金 9 6月23日(木)
- ③ 5月12日(木)
 - 10 7月7日(木)
- ④ 5月19日(木)
- ⑤ 5月26日(木)

① 7月15日金

① 7月21日(木) ⑥ 6月2日(木) ③ 7月28日(木)

- ⑦ 6月9日(木)
- *新型コロナウイルス感染防止対策を講じたうえで実施します。参加者は、体調管理、手洗い、咳エチ ケットをお願いします。
- *新型コロナウイルス感染拡大の状況により、中止または延期する場合もあります。

申込み・問合せ=地域包括支援センター(保健センター内) 276-1325

美里町指定給水装置工事事業者について

下記の業者を美里町指定給水装置工事事業者として指定しましたので、お知らせします。

K設備

比企郡吉見町大字長谷722番地20

20493-54-6362

株式会社 彩水設備

川越市鯨井新田45番地2

2049-298-6130

問合せ=上下水道課 業務係 2376-1118

高齢者肺炎球菌ワクチンの 予防接種費用を助成します!



ワクチン接種により、肺炎を少しでも予防し、 安心して過ごせるよう、今年度も肺炎球菌ワクチ ン予防接種費用の一部を助成します。

【接種対象者】

- ①美里町にお住まいの令和5年4月1日までに65 歳以上になるかた(昭和33年4月1日以前に生 まれたかた)で、今までに肺炎球菌ワクチン予 防接種の助成を受けたことのないかた
- ②60歳以上65歳未満のかた(昭和33年4月2日 ~昭和38年4月1日生まれ)で、心臓、じん臓、 呼吸器または免疫機能に障害のある身体障害者 手帳1級相当の、今までに肺炎球菌ワクチンを 接種したことのないかた

【実施回数】 1回のみ

【自己負担額】 2.000円

- ※令和4年度に65・70・75・80・85・90・95・ 100歳になるかたで、今までに肺炎球菌ワクチン 予防接種の助成を受けたことがないかたは、法に 基づく定期接種の対象となります。個別に予診票 を送付します。
- ※上記以外の年齢のかたで、接種を希望されるか たは、保健センターへ電話(☎76-2855) また は直接窓口でお申し込みください。後日、必要 書類を送付します。
- ※令和3年度以前の予診票をお持ちのかたは、再 度申し込みが必要となります。
- ※生活保護世帯および中国残留邦人等支援受給者 のかたは、「受給証」などを医療機関へ提示する と接種費用が無料となります。
- ※東日本大震災で被災されたかたは、接種費用が 無料になります。事前にお問い合わせください。

問合せ=保健センター 健康増進係 276-2855



納税者の皆さまへお知らせ

土地・家屋縦覧帳簿の縦覧と固定資産課税台帳 の閲覧制度を利用してみませんか

①土地、家屋帳簿の縦覧

町内所在の課税対象となる土地または家屋につい て、土地の納税者は、自己所有の土地だけでなく、 他の所有の土地も含めて土地課税台帳に登録された 価格を縦覧できます。

また、家屋の納税者は、自己所有の家屋だけで なく、他の所有の家屋も含めて家屋課税台帳に登 録された価格を縦覧できます。

②固定資産課税台帳の閲覧

固定資産課税台帳のうち、自己の資産について記 載された部分を閲覧できます。

また、土地を借りているかたはその土地について、 家屋を借りているかたはその家屋とその敷地の土地に ついて、固定資産課税台帳の記載内容を閲覧できます。

③宅地の標準的な価格の閲覧

固定資産税に係る標準的な宅地の価格について、 どなたでも閲覧できます。

■縦覧・閲覧期間

(1)土地、家屋帳簿の縦覧について

4月1日(金)~5月31日(火)

午前8時30分~午後5時15分(土日・祝日を除く)

(2)固定資産課税台帳の閲覧と宅地の標準的な価格の 閲覧について

4月1日金以降

午前8時30分~午後5時15分(土日・祝日を除く)

- ■縦覧・閲覧場所 税務課窓口
- **■手数料** 無料(②については、4月1日金~5月 31日(火)まで無料です。)
- **■持参するもの** ①、②を希望されるかたは、身分 証明書(マイナンバーカード、運転免許証など) をご持参ください。代理人の場合は、代理人選任 届が必要です。

なお、借地借家人で閲覧を希望するかたは、身分証 明書のほかに賃貸借契約書の提示が必要になります。

問合せ=税務課 資産税係 ☎76-5131

13 令和4年4月 広報みさと4月号 No.609 12